平成２６年（フ）第１８６９号
北海道江別市上江別西町49番地の15　ノーブル96―101号室
債務者　坂本千加子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９００号
札幌市西区西町南13丁目１番30―508号
債務者　坂田久美子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１４号
札幌市東区北39条東５丁目１番３―403号
債務者　中居　直子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９１７号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番10―207号
債務者　丸山　絵里
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９９３号
札幌市東区北44条東15丁目２番８号　ラフォーレ大西101号
債務者　市川てる子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００９号
札幌市西区西野５条１丁目５番５号
債務者　坂上　政嘉
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８７号
埼玉県蕨市南町４丁目12番10号
債務者　宮内　政明
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３６号
さいたま市緑区大字中尾104番地20　フローラルガーデン101号室
債務者　小林　　肇
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
埼玉県川越市大字寺尾670番地３　サンハイツ寺尾202号室
債務者　宇部　道政
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２２号
埼玉県深谷市東大沼240番地５　総和ハイツ201号
債務者　二宮　知恵
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２３号
千葉県山武郡九十九里町片貝997番地４
債務者　山本　　光
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１号
岐阜県大垣市新町２丁目122番地
債務者　塗師竹井川仏壇店こと　井川　文雄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
静岡県熱海市桜町１番11号　高橋方
債務者　鈴木　律子（旧姓武石）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
静岡県駿東郡小山町菅沼661番地の３
債務者　青野ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４３号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮865番地の12
債務者　大川　英樹
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４３号
京都府亀岡市篠町広田２丁目５番12号
債務者　辰馬　紀子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１１０号
北海道室蘭市本輪西町５丁目２番４号
債務者　津田　謙一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
盛岡市永井10地割151番地　西、旧住所盛岡市三本柳４地割９番地15　サンライフ都南Ｃ―102号
債務者　小田島正人（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部